

## 入札監理小委員会における審議結果報告 観光庁の 「旅行安全情報共有プラットフォームの提供及びサービス運用等 に係る業務」

観光庁の「旅行安全情報共有プラットフォームの提供及びサービス運用等に係る業務」について、当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果を以下のとおり報告する。

### 1. 事業の概要

#### (1) 事業の概要

##### ○事業概要（4頁、34頁、35頁 ※頁数は資料【1-2】のもの）

本件は、観光庁、旅行業協会、旅行会社等の関係者が、現地災害情報や旅行者の安否情報等を一元的に共有することで、旅行者の安全確保に向けて効率的に対処することができるとともに、旅行者においても、連絡手段の確保や避難経路等の情報収集が容易に行える情報共有プラットフォームの保守・運用、または、新たに情報共有プラットフォームを構築し、そのサービス運用等を行う業務である。

なお、当該システムを構成する民間事業者運営クラウドサービスのサービス利用も、本業務の役務提供に含まれる。

##### ○本業務の対象となるシステム群（17頁、40頁～41頁）

①世界都市別安全情報システム（都市別安全情報発信機能、避難場所誘導支援機能）、②危機管理情報配信システム、③安否確認システム（①③間の旅行者情報の共有、②③間の安否確認通知）、④インターネット（SSL通信）を通じた都市別安全情報、避難場所情報、安否確認通知及び安否情報の提供、⑤サービス提供等拠点（システム機能については、58頁～60頁）。

##### ○事業期間（5頁、6頁）

第1期：2022（R4）年4月1日から2023（R5）年3月31日までの1年間  
（新たに構築・開発を行う場合に必要となる期間は、4～6か月程度を見込む）

##### ○事業の目的（4頁）

観光庁、旅行業協会、旅行会社等の関係者の業務効率化および日本人旅行者の安心安全確保のため、クラウドサービスの運用等の役務を提供することを目的とする。

##### ○調達範囲（37頁～40頁、要件定義は69頁～128頁）

###### ア システム構築

汎用的に調達が可能な商用のクラウドサービスであることを要件とし、開発したシステムを契約期間の終了まで利用するための役務提供及び運用期間中のクラウド環境、開発環境等必要なライセンスも範囲に含むものとする（37頁。新たな構築・開発における設計要件及び機能区分等は、22頁～30頁、要件定義は69頁～128頁）。

###### イ システムの保守・運用

①クラウドサービス機能の利用役務提供、②システムを構成するハー

ドウェア等の利用役務提供、③システムを構成するアプリケーション等の保守業務（プログラムバグ対応等）、④運用監視業務、⑤運用管理業務、⑥問い合わせ対応業務が含まれている（39頁～40頁）。

システムを構成するアプリケーション等の保守業務（プログラムバグ対応等）については、不具合が生じた場合、受注者にて不具合の原因の切り分けを行い、観光庁へ報告を行うこと、不具合発生箇所がクラウドサービスの場合は、受注者の責任によりクラウド事業者に対して不具合の修正を求めること、不具合発生箇所が開発アプリケーションであった場合、受注者が開発アプリケーションの不具合対応をすることが求められている（39頁～40頁）。

## （2）選定の経緯など

本事業は、競争性の確保に課題（一者応札）があるとして、公共サービス改革基本方針（令和3年7月9日閣議決定）において市場化テストの対象に選定された。審議対象となる今期（令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間）が市場化テスト第1期である。

## 2. 市場化テストの実施に際して行った取組について

市場化テストに即した実施要項案の作成

入札参加が期待される者へ個別掘り出し、アプローチ

## 3. 実施要項（案）の審議結果について

### （1）小委員会1回目（第637回）の主な指摘と対応

【論点1】 調達範囲は、新規の開発・構築か、保守・運用か。

【対応1】 同業他社へのヒアリング（費用面、事業期間、開発時間等）を踏まえ、情報共有プラットフォームの保守・運用、または、新たに情報共有プラットフォームを構築し、そのサービス運用等を行う業務とする（4頁、5頁）。

【論点2】 観光庁にアプリケーションの著作権（改変・利用・第三者改変の許諾権を含む）があるか。

【対応2】 当該プラットフォームに係る著作権や改変権等はすべて観光庁にある。新たな受注者にも、既存の開発アプリケーションを改変・利用させることは可能である。

【論点3】 従来の実施状況に関する情報開示は十分か。

【対応3】 「従来の実施に要した経費」の金額を修正したうえ、「従来の実施に要した人員」の一覧表を追記した（18頁）。

### （2）小委員会2回目（第646回）の主な指摘と対応

【論点1】 新規構築の場合について、「データ移行」の概要、費用負担者を明記するべきではないか。

【対応1】 指摘を踏まえ、「データ移行」の概要と費用負担者（現行事業者または観光庁）を明記した（42頁～43頁）。

【論点2】 新規構築の場合について、従来の実施状況（18頁）に、現行シ

システム開発時の費用・人員・期間などの一覧を追記するべきではないか。

【対応2】 指摘を踏まえ、現行システム開発時の費用・人員・期間などの一覧を追記した(18頁)。

【論点3】 集合研修(39頁)をWEB開催でもよい書きぶりに修正するべきではないか。

【対応3】 指摘を踏まえ、WEB開催でもよい書きぶりに修正した(39頁)。

【その他】 「提案書」に係る記載を削除・修正した。

#### 4. パブリックコメントの対応について

令和3年11月16日から11月30日まで実施し、1者から意見が寄せられた。意見を踏まえ、通信の表記について一部修正した(SS L通信をSS L/T L S通信に修正など)。

以上